

有線放送による放送の再送信に関する研究会 第1回議事要旨

- 1 日 時 平成19年10月5日(金) 10:00~12:00
- 2 場 所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者 新美座長、伊東座長代理、菊池構成員、高橋構成員、土佐構成員、長田構成員、野原構成員、長谷部構成員、早坂構成員、山下構成員、鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林情報通信政策局総務課長、吉田地上放送課長、藤島地域放送課長、長塩放送政策課企画官
- 4 議事要旨
 - (1) 冒頭、小笠原情報通信政策局長から開催にあたっての挨拶がなされた。
 - (2) 事務局提案の「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催要綱(案) (資料1-1) が了承された。
 - (3) 研究会を原則として公開とし、使用した資料及び議事要旨を総務省のホームページに掲載すること、ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とすること等を定めた「研究会の公開について(案)」(資料1-2) が了承された。
 - (4) 開催要綱に基づき新美構成員が座長に選出された。また、座長より伊東構成員が座長代理に指名された。
 - (5) 「ケーブルテレビを取り巻く現状」(資料1-3)、「有線放送による再送信に関する現状と制度の概要」(資料1-4)及び「研究会の当面の進め方(案)」(資料1-5)について事務局から説明を行い、その後構成員間でフリーディスカッションを行った。
 - (6) フリーディスカッションにおいては、事務局の説明に関する質疑、この研究会における検討の範囲についての質疑の他、構成員から次のような意見が出された。

- 民放が同意しない理由として、地元民放局にとって営業面での打撃があるという主張が挙げられているが、数値的な根拠・実態を見たい。
- 各都道府県におけるインターネットアクセス可能性に関するデータがほしい。難視聴等に関して、ケーブルテレビとの代替性を検証したい。
- デジタル放送の区域外再送信について、今アナログで同意されていたものが再送信できなくなることで、現状の送信チャンネルがどれだけ見られなくなってしまうのか、それがわかるデータを見たい。
- 民法では、地代、家賃などは最後は裁判所が決めざるを得ない。その裁判も「合理的な範囲」といったようなことしか決めない。同じようなことが区域外再送信の話でも出てくるとなると、紛争が解決できず、今の裁定制度は存続させる必要があるというのが個人的考え。難視聴とそれ以外のものをどうするか、等の精査すべき部分はあると思うが。
- この問題を議論するときは、視聴者の利益をしっかりと見てほしい。
- 視聴者の利益といった場合、ケーブルテレビの視聴者だけでなく、民放の視聴者のことも考えることが必要。
- 視聴者の利益も重要だが、結局ビジネスの話ではないか。ケーブルテレビ側がしっかり金銭を払えば、民放の同意は得られるのではないか。
- 昔はケーブルテレビの規模が小さかったから、そこで金銭のやり取りはなかったのだろう。ただ、原権利者との関係で、民放側が金銭のやり取りを本当に望んでいるのかということもある。今後のヒアリングの対象がケーブルテレビと民放だけでよいのかという気もする。著作権関連団体も検討してはどうか。

(7) 次回の日程は別途事務局から連絡することとされた。